

旭川 労政だより

平成28年7月1日発行
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

雇用保険制度が変わりました ～雇用保険料率の引下げ等～

雇用保険法等の一部改正により、失業等給付に係る雇用保険料率が平成28年4月1日より引き下げられたほか、雇用保険の適用範囲が拡大されます。

《主な改正点》

1. 雇用保険料率の引下げ(平成28年4月1日施行)
平成28年度における雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに前年度比1/1000ずつ引下げ。併せて、雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)を前年度比0.5/1000引下げ。
2. 65歳以上の雇用者への雇用保険の適用拡大(平成29年1月1日施行)
現行では雇用保険の適用除外である65歳以降に雇用された者についても雇用保険の適用対象とするよう範囲を拡大(ただし、保険料の徴収は平成31年度分まで免除)
3. 介護休業給付の給付率の引上げ(平成28年8月1日以降に休業を開始する者から適用)
介護休業取得により支給される介護休業給付の給付率を現行の40%から67%に引上げ。

■詳細

・ハローワーク旭川 電話：51-0176

NEW

女性活躍推進法が施行されました ～「行動計画策定支援ツール」で スムーズな対応を～

平成28年4月1日より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行されたことに伴い、常時301人以上の労働者を雇用する企業には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・届出等の取組が義務付けられました。

(常時雇用する労働者数が300人以下の企業は努力義務)

《義務付けされた取組》

1. 自社における女性の活躍状況の把握・課題分析
2. 課題解決にふさわしい数値目標及び取組を盛り込んだ行動計画の策定と社内周知・外部公表・労働局への届出
3. 自社の女性の活躍に関する情報の公表

○「行動計画策定支援ツール」が取組をサポートします
厚生労働省では、企業が女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定を円滑に進めることができるよう支援するため「行動計画策定支援ツール」を下記ホームページで公表しています。

この支援ツールは「策定支援マニュアル」と「入力支援ツール」からなり、「策定支援マニュアル」では企業が置かれている様々な状況を想定し、それぞれの状況に応じた課題分析・計画策定の手法例等が示されています。また「入力支援ツール」では、マニュアルで示されている手法例に基づき自社の状況をシートに入力していくことで、状況把握・課題分析を簡便に行うことができるようになっています。ぜひご活用ください。

■詳細

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課
ホームページ：[女性活躍推進法](#)で検索
(特集ページあり)
- ・旭川市 総合政策部 政策調整課
男女共同参画担当 電話：25-5358

女性の就労機会を広げる取組を助成します

旭川市では、女性の就労機会の拡大を図るため、市内の各種業界団体及び企業等が実施する女性求職者の就職に繋がる事業の実施に必要な経費の一部を助成しています。

女性就職支援事業補助金	
対象者	旭川市内に主な事業所を有する法人、個人事業主、各種業界団体
対象事業	<p>広く求職者に企業等とのマッチングの機会（企業説明会、面接会等）又は業界・企業等に対する理解を深める機会（企業見学会、紹介冊子の製作等）を提供する事業で、女性の就労機会の拡充に繋がる新たな企画・取組を含むもの。</p> <p>※「女性の就労機会の拡充に繋がる新たな企画・取組」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業案内の冊子製作に当たり、自社で実際に勤務する女性職員の声や産休制度など女性職員が利用できる支援制度を紹介するページ等を新たに設ける ・企業説明会や面接会の開催に当たり、女性求職者の相談に応じるコーナー（育児・介護休暇後の再就職に対する不安解消に向けたアドバイス等）を新たに設ける など
補助金額	対象事業の実施に係る会場費、広告宣伝費、配布物作成費（新たに作成し無料配布する場合に限る）、外部講師の謝礼及び招聘旅費、委託料の2分の1以内で上限10万円
申請方法	<p>下記申請先ホームページ掲載の申請書、計画書、予算書の各様式に記入し、事業実施の1か月前までに申請。</p> <p>詳しい要件等については、下記申請先へお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。</p>

■詳細・申請先

- ・旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152
ホームページ：[旭川市女性就職支援事業補助金](#)
で検索

安心・安全で働きやすい 職場づくりをお手伝いします ～アドバイザー等派遣事業のご案内～

厚生労働省では、事業主が取り組む安心・安全な職場づくり、誰もが働きやすい職場づくりを支援するため、企業へ各分野の専門家を派遣しアドバイスを無料で行う事業等を実施しています。

※事業の運営・専門家等の派遣は厚生労働省より事業委託を受けた各種団体等が行います。

新規起業事業場に対する就業環境整備事業	
対象者	<p>次のいずれかを実施してから5年以内の事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業又は分社 ・異業種への進出 ・初めてとなる従業員の雇い入れ
内容	<p>○就業環境整備セミナーの開催 各企業の業種・業態等にふさわしい労働時間や休日・休暇の設定、安全衛生管理など就業環境を整えるために必要な基礎知識・ノウハウについて、わかりやすく解説するセミナーです。 開催日時、詳しい内容等は下記申込先ホームページをご参照ください。</p> <p>○専門家の派遣によるアドバイス 労務管理や安全衛生管理等に詳しい専門家（普及指導員）が各企業を訪問し、相談に応じるとともに、就業環境の整備に必要な情報の提供や対応策について助言をします。</p> <p>※相談内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変形労働時間制・裁量労働時間制導入の可否 ・労働時間の適正な把握・管理 ・資格の必要な業務の確認 ・機械・設備の安全性の確保・届出 ・労働保険の加入手続き ・就業規則の作成・届出 など
申込み	下記申込先ホームページ掲載の申込書に記入し、郵送又はFAXにより申込み。

■詳細・申込先

- ・（公社）全国労働基準関係団体連合会北海道支部
（厚生労働省からの当事業受託者）
電話：011-747-6141
ホームページ：[全基連 新規起業](#)で検索

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業	
内 容	<p>○育児プランナーの派遣によるアドバイス</p> <p>中小企業において従業員が育休の取得や育休後の復職を希望した場合に、事業主が円滑に対応できるよう、育休復帰・経営支援のノウハウを有する社会保険労務士等が育児プランナーとして企業を訪問し、厚生労働省が示している「育休復帰支援プラン策定マニュアル」に基いたプランの策定を支援します。</p> <p>※「育休復帰支援プラン」とは</p> <p>職場内での育児休業前の業務引継や休業中の体制整備、代替要員の確保など、従業員の円滑な育休の取得・育休後の職場復帰を後押しするために中小企業が策定するプランです。</p> <p>詳しい内容は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局ホームページ（育休復帰支援プランで検索）をご覧ください。</p>
申 込 み	<p>下記申込先ホームページの「支援申込フォーム」から申込み。</p>

■詳細・申込先

- 株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局（厚生労働省からの当事業受託者）
- 電話：03-5542-1740
- ホームページ：[イクプラ](#)で検索

季節労働者の通年雇用化に関し ご協力をお願いします

《上川中部季節労働者通年雇用促進協議会とは》

積雪寒冷で厳しい気候条件により冬期間の産業活動に大きな制約を受けることから、北海道には季節的な業務に従事する季節労働者が約73,500人（平成26年）います。上川中部地域でも建設業を中心に観光施設やゴルフ場等のサービス業を含めて約5,600人（平成26年）が季節労働者として働いており、その通年雇用化は地域の重要な課題です。このため、地域の自治体や労働団体、経済団体が一体となって協議会を構成し、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいるものです。

○季節労働者向けの求人を募集しています

季節労働者が一年を通して働ける職場を求めています。協議会の雇用促進支援員が各事業所を訪問し、求人のお願いや事業主への各種助成制度（通年雇用奨励金など）の説明を行うほか、協議会に登録している季節労働者の職歴や資格等の登録者情報を提供します。

通年雇用を検討いただける事業主の方はご連絡をお願いします。

○職場体験実習事業の受入企業を募集しています

職場体験実習は、求職者にとっては実際に職場を体験することでその業務に継続して従事することが可能かどうかを確認でき、求人を行う事業主にとっては求める人材かどうかを判断する機会を持つという効果が期待できます。

実習の受入にご協力いただける事業所には、協議会登録者の所持資格や職歴等といった情報を提供しますので、協議会までご連絡ください。なお、受入に当たっては、実習日数に応じ協力謝礼をお支払いします。（最長5日間）

■詳細

- 上川中部季節労働者通年雇用促進協議会
（事務局：旭川市 経済観光部経済総務課内）
- 電話：26-3601
- ホームページ：[上川 通年雇用](#)で検索



NEW

企業戦略としての「テレワーク（在宅勤務）」 講演を開催します

旭川市では、全国を上回るペースで少子高齢化が深刻化し、労働市場においても人手不足の状況が続いています。そのような中で、若者の地元定着や離

NEW

市内企業に就職する方の 奨学金返済支援制度ができました

職防止、女性・高齢者・障害者など多様な方々の就業機会の創出につながる取り組みとして、旭川市では在宅型テレワークに着目し、今年度よりその普及促進に努めています。

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。パソコンや携帯電話等の情報通信機器を使えば、家にいながらにして、WEB上で会議に参加したり、業務の進行状況を共有したりすることも可能で、地方の中小企業にとって大きな課題である人材不足の解消や生産性向上にも繋がります。

そこで、「在宅勤務が会社を救う」（東洋経済新報社）の著者でもあり、北見市にいながら全国的に活躍しているテレワーク第一人者の田澤 由利氏をお迎えして講演を開催し、「テレワークとは」から、その必要性、導入のポイント、事例、さらには助成金等の最新情報までわかりやすくご説明いただく予定です。

開催日時など詳細は旭川市ホームページ (<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/392/work0001/>) 等で順次お知らせしますので、在宅型テレワークに関心がある事業者の皆さまはお気軽にご参加ください。

■詳細

- ・旭川市 経済観光部経済総務課雇用労政係
電話：25-7152

旭川市では、学生やUIターン希望者など旭川で働きたい若者の就職を支援し、地域企業での人材確保にも繋げるため、大学など高等教育機関を卒業後、旭川市内に本社がある企業等に就職し地域に定着（市内での就業・居住）した方に対し、在学中に借り入れた独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の返済の一部を補助する事業を開始しました。

補助を希望する方には、市内で就職する前年度（在学中）に旭川市へ登録いただく必要があり、現在、平成29年度に補助を希望する方の登録を募集しています。

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院のいずれかに在学中で、平成29年3月に卒業後、平成29年度に旭川市内で就職し、その後3年以上を経過するまで市内に定着する意思がある方が応募対象ですので、来春の新規学卒者の採用活動に際し、就職希望者に対し本制度ができた旨を一言お伝えいただくなど情報提供にご協力をお願いします。

手続きや要件等の詳細は下記へお問合せいただくか、ホームページをご参照ください。

市庁舎・各支所等で
チラシ配布中

■詳細

- ・旭川市 経済観光部経済総務課
雇用労政係
電話：25-7152
ホームページ：

[旭川市若者地元定着奨学金](#)

[返済補助金](#)で検索



企業情報提供サイト「はたらく あさひかわ」をご利用ください

<http://www.hataraku-asahikawa.jp/>

旭川市では、地元の若者やUIターンを希望する方との橋渡しを目的とした企業紹介サイト「はたらく あさひかわ」を開設しています。ぜひご利用ください。

取材にお伺いして記事を作成し、企業や仕事、働く人の魅力をサイトで紹介していくほか、求人情報などを掲載します。費用は無料です。

掲載内容など、お気軽にお問い合わせください。

はたらくあさひかわQRコード



【お問い合わせ】 旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係 電話：25-7152

